

# 相次ぐ留置施設保護室内 虐待死事件に寄せて

田鎖麻衣子

二〇二二年一月、愛知県警岡崎警察署、大阪府警浪速警察署の各留置施設の保護室において、勾留中の被疑者が死亡する事件が発覚した。

岡崎署の男性には統合失調症や糖尿病の持病があったが、本人の訴えにもかかわらず必要な医療が提供されず、保護室内で、両腕をベルト手錠、両足を捕縄で拘束された状態で

一四〇時間以上も放置され、後頭部が便器内に入った状態で水を流されるなどの非人道的取扱いや暴行を受けたなどの情報が報道等により伝えられている。

また、浪速署の男性は、逮捕翌日の二月一五日朝に発熱と息苦

しさを訴え、医療機関の受診を希望。同署は受診させないまま、一六日未明と一七日朝の二度にわたりベルト手錠と捕縄で計四時間拘束し、拘束解除から九時間後に死亡が確認されたという。

なお、二〇一七年には、被勾留者ではないが、警視庁新宿警察署の保護室でネパール人男性がベルト手錠・捕縄・ロープで拘束された後、金属手錠と捕縄で両手・両足を拘束されたまま検察庁へ送られ、片方の手錠を外された直後に死亡する事件が起きている（遺族が国賠訴訟を提起し本年三月一七日に判決予定）。

これらの事件は身体

拘束、医療その他様々な問題を提示するが、今回は「留置施設における保護室整備につき述べる。

保護室（監獄法下では「保護房」）は、古くから刑事施設（刑務所・少年刑務所・拘留所）における被收容者虐待の温床であったが、二〇〇二年、名古屋刑務所での受刑者死傷事件によりその実態の一端が公けとなり、監獄法改正へとつながった。

一方、当時の留置施設には一般的に保護室が設置されておらず、保護室収容問題が意識されることは殆どなかった。しかし、ほどなく転機が訪れる。二〇〇四年四月、和歌山東警察署留置施設において、

防声具を装着され手足をベルト手錠で拘束された被勾留者が死亡したのである。当時、刑事施設では防声具は既に廃止され、またベルト手錠と類似する革手錠も名刑事事件後に廃止されており、日弁連は同年五月、留置施設における防声具・鎮静衣・ベルト手錠廃止の申し入れを国家公安委員会委員長及び警察庁長官に対して行った。

しかしその後、ベルト手錠問題は置き去りにされ、防声具廃止の要請だけが「保護室整備の推進」と一体となり進んでいく。受刑者処遇法改正案（未決拘禁法案）の国会審議で

能な限り使用しない方向での「改善への努力」が求められた。これに対して警察庁は、保護室が整備されている留置施設は一割強にとどまり、被留置者が大声を発することに

より留置施設内の平穏を乱すおそれがある以上、防声具の使用は必要であるものの、保護室の整備促進に努める旨を述べた。結果として、防声具は「保護室が設置されていない留置施設において、被留置者が留置担当官の制止に従わず大声を発し続けて、留置施設内の平穏な生活を乱す場合において、他にこれを抑止する手段がないとき」に使用できるものとされた（刑事被收容処遇法二二三条三

項）が、衆参の法務委員会による付帯決議には「防声具の使用状況については、留置施設視察委員会に必ず報告するとともに、留置施設における防声具の使用の将来的な廃止を目指し、留置施設への保護室の整備を計画的に進めるほか、処遇困難被留置者の早期の刑事施設への移送を積極的に推進すること」との項目が盛り込まれた。

保護室の設置は強力に推進され、二〇〇七から二〇一〇年までの三年だけで一〇六施設・一三三室増え、留置施設全体の三〇％にまで普及した。一方、同じく付帯決議に盛り込まれていた、被留置者の刑事施設への

積極的移送や、他の項で謳われていた代用監獄（代替收容施設）の機能の縮小化は、全くなかった。保護室に内在する留置施設が主たる勾留場所であり続ける状況において、保護室増設に伴う虐待事例の増加は、必然で死を招いたのである。（続く）

向での「改善への努力」が求められた。これに対して警察庁は、保護室が整備されている留置施設は一割強にとどまり、被留置者が大声を発することに

より留置施設内の平穏を乱すおそれがある以上、防声具の使用は必要であるものの、保護室の整備促進に努める旨を述べた。結果として、防声具は「保護室が設置されていない留置施設において、被留置者が留置担当官の制止に従わず大声を発し続けて、留置施設内の平穏な生活を乱す場合において、他にこれを抑止する手段がないとき」に使用できるものとされた（刑事被收容処遇法二二三条三

項）が、衆参の法務委員会による付帯決議には「防声具の使用状況については、留置施設視察委員会に必ず報告するとともに、留置施設における防声具の使用の将来的な廃止を目指し、留置施設への保護室の整備を計画的に進めるほか、処遇困難被留置者の早期の刑事施設への移送を積極的に推進すること」との項目が盛り込まれた。

保護室の設置は強力に推進され、二〇〇七から二〇一〇年までの三年だけで一〇六施設・一三三室増え、留置施設全体の三〇％にまで普及した。一方、同じく付帯決議に盛り込まれていた、被留置者の刑事施設への

積極的移送や、他の項で謳われていた代用監獄（代替收容施設）の機能の縮小化は、全くなかった。保護室に内在する留置施設が主たる勾留場所であり続ける状況において、保護室増設に伴う虐待事例の増加は、必然で死を招いたのである。（続く）

積極的移送や、他の項で謳われていた代用監獄（代替收容施設）の機能の縮小化は、全くなかった。保護室に内在する留置施設が主たる勾留場所であり続ける状況において、保護室増設に伴う虐待事例の増加は、必然で死を招いたのである。（続く）

積極的移送や、他の項で謳われていた代用監獄（代替收容施設）の機能の縮小化は、全くなかった。保護室に内在する留置施設が主たる勾留場所であり続ける状況において、保護室増設に伴う虐待事例の増加は、必然で死を招いたのである。（続く）

積極的移送や、他の項で謳われていた代用監獄（代替收容施設）の機能の縮小化は、全くなかった。保護室に内在する留置施設が主たる勾留場所であり続ける状況において、保護室増設に伴う虐待事例の増加は、必然で死を招いたのである。（続く）

積極的移送や、他の項で謳われていた代用監獄（代替收容施設）の機能の縮小化は、全くなかった。保護室に内在する留置施設が主たる勾留場所であり続ける状況において、保護室増設に伴う虐待事例の増加は、必然で死を招いたのである。（続く）

積極的移送や、他の項で謳われていた代用監獄（代替收容施設）の機能の縮小化は、全くなかった。保護室に内在する留置施設が主たる勾留場所であり続ける状況において、保護室増設に伴う虐待事例の増加は、必然で死を招いたのである。（続く）

積極的移送や、他の項で謳われていた代用監獄（代替收容施設）の機能の縮小化は、全くなかった。保護室に内在する留置施設が主たる勾留場所であり続ける状況において、保護室増設に伴う虐待事例の増加は、必然で死を招いたのである。（続く）

積極的移送や、他の項で謳われていた代用監獄（代替收容施設）の機能の縮小化は、全くなかった。保護室に内在する留置施設が主たる勾留場所であり続ける状況において、保護室増設に伴う虐待事例の増加は、必然で死を招いたのである。（続く）

積極的移送や、他の項で謳われていた代用監獄（代替收容施設）の機能の縮小化は、全くなかった。保護室に内在する留置施設が主たる勾留場所であり続ける状況において、保護室増設に伴う虐待事例の増加は、必然で死を招いたのである。（続く）

積極的移送や、他の項で謳われていた代用監獄（代替收容施設）の機能の縮小化は、全くなかった。保護室に内在する留置施設が主たる勾留場所であり続ける状況において、保護室増設に伴う虐待事例の増加は、必然で死を招いたのである。（続く）

積極的移送や、他の項で謳われていた代用監獄（代替收容施設）の機能の縮小化は、全くなかった。保護室に内在する留置施設が主たる勾留場所であり続ける状況において、保護室増設に伴う虐待事例の増加は、必然で死を招いたのである。（続く）

積極的移送や、他の項で謳われていた代用監獄（代替收容施設）の機能の縮小化は、全くなかった。保護室に内在する留置施設が主たる勾留場所であり続ける状況において、保護室増設に伴う虐待事例の増加は、必然で死を招いたのである。（続く）

積極的移送や、他の項で謳われていた代用監獄（代替收容施設）の機能の縮小化は、全くなかった。保護室に内在する留置施設が主たる勾留場所であり続ける状況において、保護室増設に伴う虐待事例の増加は、必然で死を招いたのである。（続く）

積極的移送や、他の項で謳われていた代用監獄（代替收容施設）の機能の縮小化は、全くなかった。保護室に内在する留置施設が主たる勾留場所であり続ける状況において、保護室増設に伴う虐待事例の増加は、必然で死を招いたのである。（続く）